

## がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業補助金交付要領

### (目的)

第1条 知事は、がん患者の治療と社会参加を支援し、療養生活の質の維持・向上を図るため、がん患者ががんの治療に伴う外見の変化を予防または補完する医療用ウィッグなどの補正具等（以下「補正具等」という。）を購入する際の経費に対して、各年度の予算の範囲内において、がん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号。以下「規則」という。）及び医療保健部関係補助金等交付要綱（平成30年三重県告示239号）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

### (補助対象者及び補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる者及び事業は、別表の第1欄及び第2欄のとおりとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表の第3欄のとおりとする。

### (交付額の算定方法)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げるとおりとする。

#### (1) 別表の第1欄の者の場合

補正具等の購入金額と別表の第4欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に別表の第5欄(1)に定める補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

#### (2) 別表の第2欄の事業の場合

##### ア 別表の第2欄のイが3分の2以上の場合

補助事業により補助を行う者ごとに補正具等の購入金額に3分の2を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。ただし、上限を20,000円とする。）の合計額と、補助事業の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額に別表の第5欄(2)アに定める補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

##### イ 別表の第2欄のイが3分の1より大きく3分の2より小さい場合

補助事業により補助を行う者ごとに補正具等の購入金額に別表の第2欄のイを乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。ただし、上限を20,000円とする。）の合計額と、補助事業の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額に別表の第5欄(2)アに定める補助率を乗じて得た額（当該額に千円未満の端数が生じた場合

は、これを切り捨てた額) とする。

ウ 別表の第2欄のイが3分の1以下の場合

補助事業により補助を行う者ごとに補正具等の購入金額に別表の第2欄のイを乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。ただし、上限を10,000円とする。)の合計額と、補助事業の総額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、当該選定された額に別表の第5欄(2)イに定める補助率を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) とする。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別表の第6欄に掲げる書類を添付して知事に申請するものとする。

(交付決定及び額の確定)

第6条 補助金の交付決定は、次により行うものとする。

(1) 別表の第1欄の者からの申請

ア 知事は、当該申請を審査し、適当と認めるときは、次条に掲げる事項を条件に交付決定及び規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定を行い、交付決定兼確定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

イ 知事は、アの規定による交付額の確定をした日から、原則30日以内に補助金を申請者の指定する金融機関の口座に振込の方法で交付する。

ウ 知事は、アの審査の結果、その申請を適当と認めないときは、その理由等を書面により申請者に通知するものとする。

(2) 別表の第2欄の事業を行う市町長からの申請

ア 知事は、当該申請を審査し、適当と認めるときは、次条に掲げる事項を条件に交付決定を行う。

イ 知事は第8条による報告の内容を審査し、規則第13条第1項の規定による補助金の額の確定を行う。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団排除要綱」という。)別表に掲げる一に該当しないこと。

(2) 暴力団排除要綱第8条第1項に規定する不当介入を受けたときは、警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと及び知事に報告すること。

(3) 補助金に係る対象経費について、重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(4) 別表の第2欄の事業を行う市町長が事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けること。なお、軽微な変更とは、交付額に変更が生じな

いもの及び交付決定額の2割未満の減額とする。

(5) 別表の第2欄の事業を行う市町長が事業を中止、または廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(6) 別表の第2欄の事業を行う市町長は、当該事業の交付の決定状況を明らかにした帳簿を備え付けるとともに、当該事業の収入及び支出について証拠書類を整理すること。また、当該帳簿及び証拠書類については、事業完了後5年間保管しなければならない。

#### (実績報告)

第8条 別表の第2欄の事業を行う市町長は、事業を完了または廃止した日から起算して30日を経過した日または事業を完了または廃止した年度の翌年度4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

#### (決定の取消)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた者が規則第16条各号に規定する事項のほか、第7条に規定する交付の条件その他法令等に違反したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

#### (補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

2 知事は、交付すべき補助金の額の確定をした場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずることができる。

#### (台帳の備付け等)

第11条 知事は、別表の第1欄の者に対する補助金の交付の決定状況を明らかにしておくため、台帳(様式第5号)を備え付け、適正に管理するものとする。

#### (その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和5年5月25日から施行し、令和5年4月1日以降に購入した補正具等の経費に対する補助金について適用する。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和6年9月30日から施行し、令和6年度補助金から適用する。
- 2 この要領による改正前の様式は、当分の間、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

#### 附 則

- 1 この要領は、令和7年6月9日から施行する。
- 2 この要領による改正前の様式は、当分の間、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

#### 附 則

この要領は、令和7年7月7日から施行し、令和7年度補助金から適用する。

(別表)

1 補助対象者	次に掲げる要件のいずれにも該当する者 ア 申請時に三重県内に住所を有していること イ がんの治療を受けた者または現に受けている者であること ウ 補正具等の購入日から1年以内に申請を行った者であること エ 過去に本補助金や市町が実施する同様の事業により補助を受けていないこと
2 補助対象事業	市町長が第1欄の者に対して次に掲げる項目を設定し実施する補助事業 ア 補助基準額 イ 補助率
3 補助対象経費	(1) 第1欄の者が購入する次の経費 ア ウィッグまたはその装着に必要な頭皮保護用ネットの購入費用 (購入時に理美容室で行うウィッグのカット費用を含む) イ 乳房の切除による胸部の形の変化に対応するための補正下着、補正パッドまたは人工乳房の購入費用(乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く) ウ 乳がん用バスタイムカバーの購入費用 エ その他爪などに生じる症状を予防または補完するもので知事が必要と認めるものの購入費用 (2) 第2欄の事業を行う市町長が第3欄(1)の費用に対して行う補助に要する経費
4 補助基準額	30,000円
5 補助率	(1) 第1欄の者の場合 3分の1 (2) 第2欄の事業の場合 ア 市町長の設定する補助率が3分の1より大きい場合 2分の1 イ 市町長の設定する補助率が3分の1以下の場合 10分の10
6 申請に必要な書類	(1) 第1欄の者の場合 交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、知事に申請するものとする。 ア 領収書の写しなど補正具等を購入したことがわかる書類 イ 診療明細書の写しなどががん治療を行っているまたは行っていたことを証する書類 ウ 氏名、現住所および生年月日が確認できる書類 エ その他知事が必要と認める書類 (2) 第2欄の事業の場合 交付申請書(様式第2号)に関係書類を添付し、知事が指定する日までに知事に申請するものとする。